

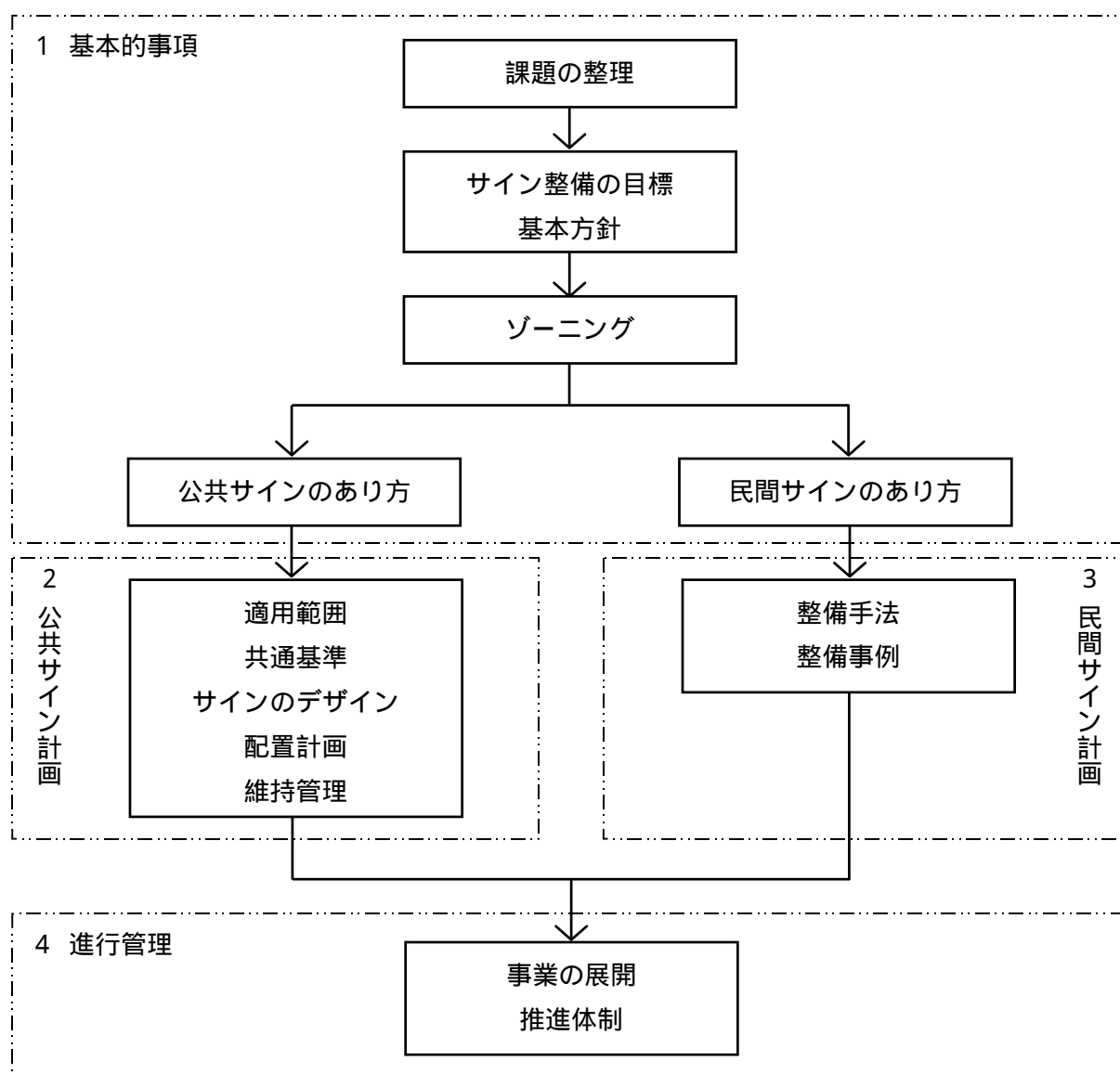
白河市・西郷村サイン統一計画書のあらまし

白河地方は、古来歴史に登場する「白河の関」や白河藩主松平定信公により造営された日本最初の公園である「南湖」、そして城下町のシンボルである「小峰城」、日光国立公園内の豊かな自然等、様々な資源に恵まれた地域です。

これらの貴重な資源の保全と利活用を図り、交流人口の増加につながる空間づくりを行うため、その基礎となるサインについて、地域のイメージアップにもつながるよう、そのあり方や方向性について県・市・村・住民の共同作業によりまとめました。

今後は、計画書をもとにした**公共サインの統一**を推進していくとともに、**良好な民間サインの啓蒙**に努めて参ります。

計画書の構成



計画書全体の詳しい内容については、本編でご確認下さい。

サインとは（サインの役割）

ここで言うサインは、公共施設や観光地へ案内・誘導するために設置される屋外の公共サインを中心とし、民間の商業看板を含むものです。

サインの役割は、文字、矢印、記号などを表示することにより、人々が安全かつ確実に行動するための情報を提供することであり、我々の活動を側面からサポートするものです。また、今日では環境形成、景観形成の一環として、各地で公民問わずサイン整備に関する様々な取り組みが見られるなど、快適で豊かなまちづくりの一翼を担うものでもあります。

サインの種類



誘導サイン
施設名や矢印等により、目的地に誘導するサイン



案内サイン
地図等により、位置関係を把握するサイン



記名サイン
その場所の地名や施設名等を示すサイン



説明サイン
対象事物を解説するサイン

サイン整備の目標

サインは人を的確に案内・誘導し、また場所などの説明をわかりやすく行うという本来の機能を備えている必要があります。

一方、屋外に設置されるサインは、それ自体がまちの構成要素のひとつであり、山や川などの自然、道路や公園などの土木施設、住宅や学校などの建築物、さらには気候や風土などと一体となって地域の環境を形成するものでもあります。

また、計画書策定の目的が地域間交流の基礎となる地域のイメージアップに資するためのものであることも踏まえ、本計画におけるサイン整備の目標を次のように決めました。

スムーズな案内・誘導を基本とし、景観の向上と地域のイメージアップにつながるサインの整備

基本方針

整備目標を実現化していくためのサイン整備の基本方針は以下のとおりです。

(1) 必要最小限のサイズ / 必要最小限の配置

既存サインの集約及び撤去も視野に入れ、適所適サイズを基本とします。

(2) 誘導経路の確立

交差点部を中心に、目的とする施設の位置付けに応じた適切な配置と表示を行います。

(3) 統一性のあるデザインの採用

サインの目的に応じた形状や書体、素材等を使用します。

(4) ユニバーサルデザイン的考え方の取り入れ

車椅子使用者、視覚障害者、外国人等への対応を行います。

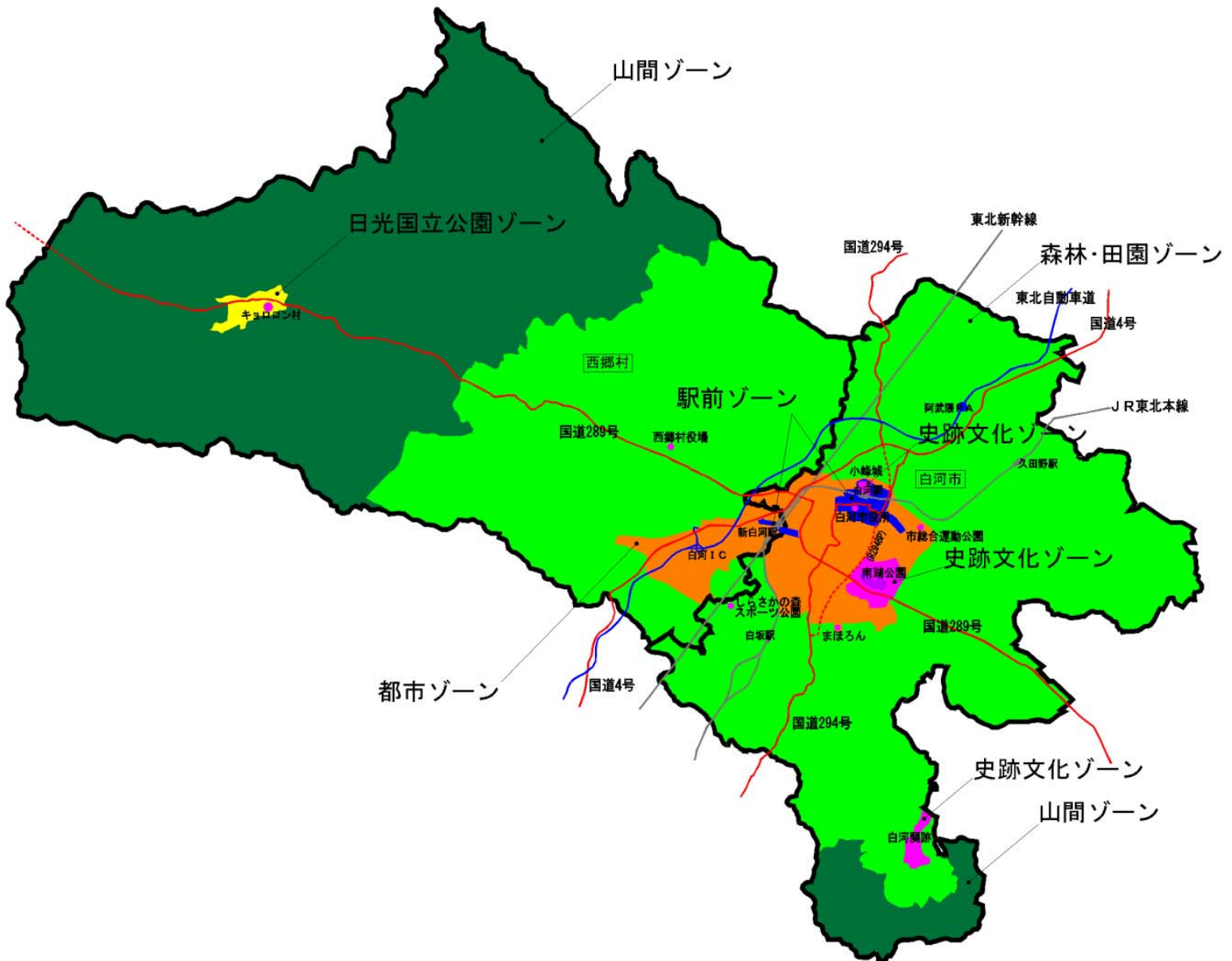
(5) “らしさ” の表現

サイン本来のシンプルさのなかに独自性を取り込みます。

1. 基本的事項

ゾーニングとサインのあり方

本計画では、統一的な公共サインの整備と良好な民間サインの啓蒙を進めていくため、白河市及び西郷村を地域分けし、その地域特性に応じたサインのあり方をまとめました。



ゾーニング図

ゾーン名	範囲
都市ゾーン	主として用途地域が指定されている範囲（概ね宅地化されている）
森林・田園ゾーン	都市ゾーン及び山間ゾーンを除いた範囲
山間ゾーン	日光国立公園や国有林となっている範囲（概ね都市計画区域外）
駅前ゾーン	白河駅及び新白河駅を中心とする範囲
史跡文化ゾーン	小峰城、南湖公園、白河の関を中心とする範囲
日光国立公園ゾーン	新甲子温泉及び阿武隈川源流を中心とする範囲

公共サインのあり方

	共通事項	誘導サイン	案内サイン	説明サイン	記名サイン
都市	<p>公共物として維持管理が容易で、分かりやすいものとする。絵文字は標準案内用図記号を中心に一般性の高いものを採用する。誘導サインには英語(ローマ字)表示を行い、案内及び説明サインには必要に応じて多言語や点字等の表示を行う。</p>	<p>方面・方向並びに施設を表示する自動車誘導サインは標識令にもとづき設置する。</p> <p>施設を表示する歩行者誘導サイン(自動車兼用含む)は統一性のあるデザインとする。</p> <p>特定範囲内の歩行者誘導サインはその場所にあったデザインとすることも可能とする。</p>	駅前ゾーンの案内サインと一体となった歩行圏レベルのサインを体系的に配置する。	各地に点在する史跡や名木、建造物などを解説し、それぞれの場所性を反映した対象物を阻害しないサインとする。	標識令にもとづき地点名、交差点名、道路番号表示等の充実を図る。県市村境においては、装い感のあるサインとする。
森林・田園			施設の分布などを勘案し、必要に応じて、鉄道駅等の拠点箇所に中小域レベルのサインを設置する。		
山間			基本的に設置しないものとするが、設置の場合は自然景観になじむサインとする。		
駅前			鉄道駅を起点に設置(広域レベル含む)し、来訪者を快く出迎え、まちの様子(姿)を伝えられるものとする。	鉄道駅においては、白河市・西郷村の歴史、産業、風土などを表示し、まちのイメージ(雰囲気)を伝えられるものとする。鉄道駅以外の場所においては、それぞれの場所性を反映した対象物を阻害しないサインとする。	
			案内サインについては、誘導サインとの整合を図りつつ、説明サインとともに歴史文化資源を引き立たせるサインとする。		
史跡文化			案内サインについては、誘導サインとの整合を図りつつ、説明サインとともに温泉やレジャー施設、遊歩道等を対象に、自然景観になじむサインとする。		
日光国立公園	案内サインについては、誘導サインとの整合を図りつつ、説明サインとともに温泉やレジャー施設、遊歩道等を対象に、自然景観になじむサインとする。				

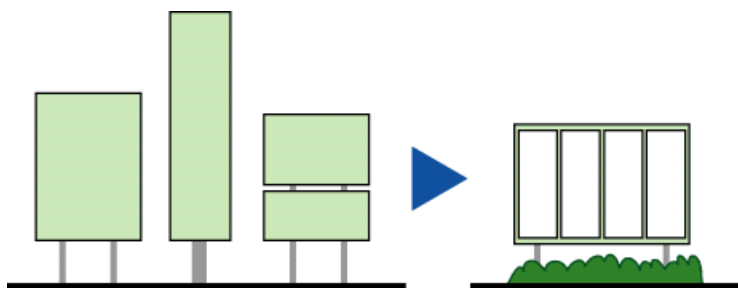
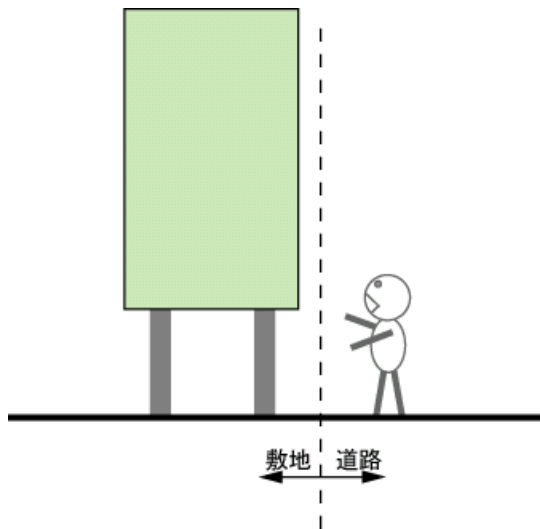
1. 基本的事項

民間サインのあり方

	共通事項	誘導(案内)サイン	記名(説明)サイン	
都市	<p>屋外空間を形成するひとつの要素として、周辺環境と調和したものが望ましい。 極端に鮮やかな色などは使用しないことが望ましい。 集約化を図り、必要最小限のサイズとすることが望ましい。 文字数は可能な限り減らし、安易な描画は行わないことが望ましい。</p>	<p>歩行者に対する圧迫感や威圧感を与えない形態や意匠、設置位置とすることが望ましい。</p>	<p>住宅地では屋上広告物や点滅を繰り返すような電飾広告物を設置しないことが望ましい。 建築物等との調和(壁面広告物は切り文字とする、広告物の地色を壁面と同系色とする、突出広告物は壁面後退距離内とする、植栽とともに設置する等)に努めることが望ましい。</p>	
森林・田園		<p>色彩は周辺景観と調和するよう、彩度の低いものとするが望ましい。</p>	<p>田畑などの独立広告物は極力集約することが望ましい。 設置位置や高さは遠方の山並みや田園景観への眺望を妨げないよう、配慮することが望ましい。</p>	<p>住宅地では屋上広告物や点滅を繰り返すような電飾広告物を設置しないことが望ましい。 建築物等との調和(壁面広告物は切り文字とする、広告物の地色を壁面と同系色とする、突出広告物は壁面後退距離内とする、植栽とともに設置する等)に努めることが望ましい。</p>
山間		<p>基本的に設置しないものとするが、設置の場合は自然景観になじむデザインとすることが望ましい。</p>		
駅前		<p>白河駅北側においては小峰城や城下町の風情を阻害しない意匠(色・形)とすることが望ましい。 白河駅南側においては屋上広告物を極力控えるとともに、広告物の集約表示や建築物等との調和(壁面広告物は切り文字とする、広告物の地色を壁面と同系色とする、突出広告物は壁面後退距離内とする、植栽とともに設置する等)に努め、落ち着いた感じられるものとするが望ましい。 新白河駅においては東西の一体感を生み出せるよう、共通色や共通ロゴなどの使用により、都会的で統一感の感じられるものとするが望ましい。 商店街におけるのぼり旗などは、統一性を持たせた地域のイメージ形成に寄与できるものとするが望ましい。</p>		
史跡文化		<p>設置位置や高さ、意匠は歴史的文化的景観への眺望を妨げないよう、配慮することが望ましい。 色彩は歴史的文化的景観と調和するよう、彩度の低いものとするが望ましい。 小峰城、南湖公園においては風致地区の趣を損ねない意匠(色・形)とすることが望ましい。 白河の関においては街道としての歴史的な通りのイメージを抱かせるような意匠(色・形)とすることが望ましい。</p>		
日光国立公園	<p>高さは人の背丈程度とすることが望ましい。 広告物の地色は山並みと同系色とし、色数は控え、彩度は低いものとするが望ましい。 温泉街においては和のイメージを抱かせるような統一感のある意匠(色・形)とすることが望ましい。</p>			

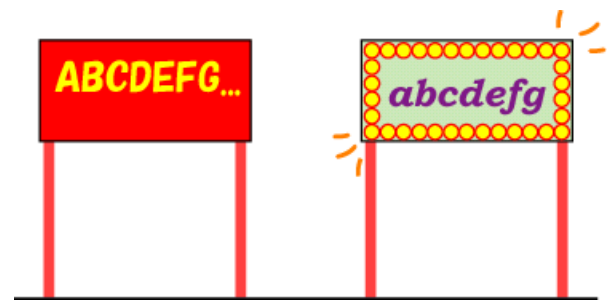
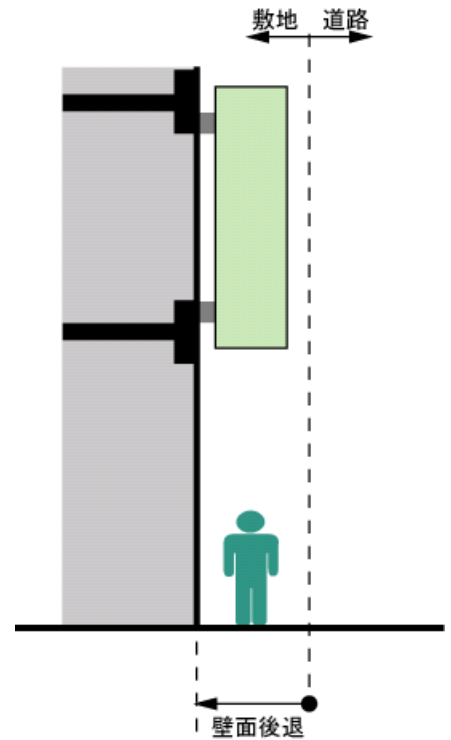
民間サインの考え方（参考例）

歩行者への威圧感・圧迫感を与えないよう配慮しましょう。



可能な限り集約化を図りましょう。
植栽を施すことも良い例です。

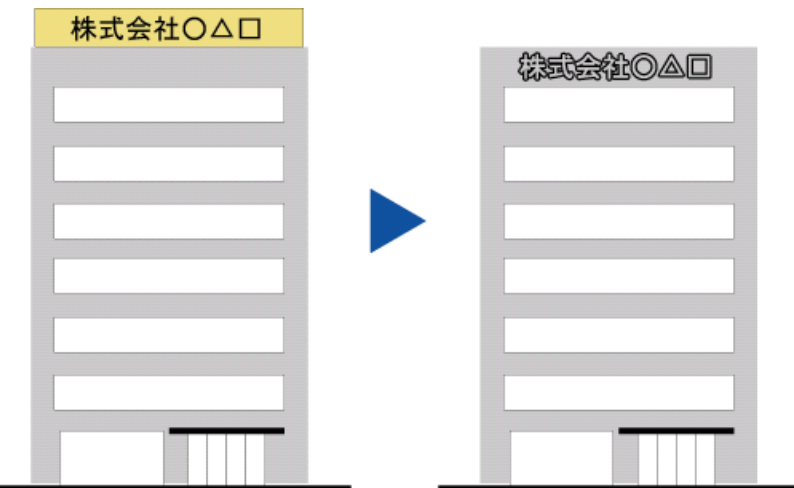
壁面からの突出広告物は道路境界を越えないよう、壁面後退距離内としましょう。



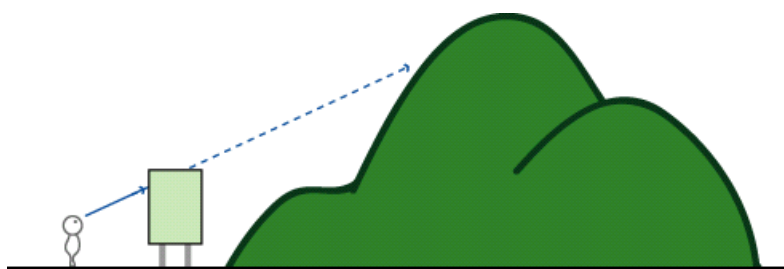
電飾や極端に鮮やか色は控えましょう。



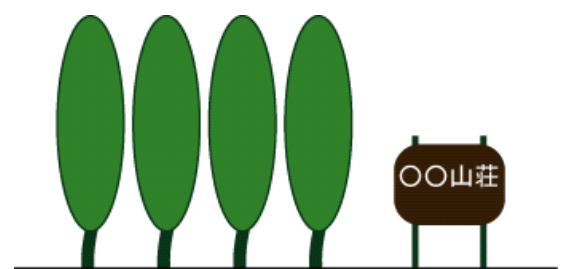
建築物との色彩の調和を図りましょう。



屋上広告物を控え、壁面への切り文字とするなど、建築物との一体化を図りましょう。



山並みへの眺望を妨げないよう配慮しましょう。



自然景観に馴染むデザインとしましょう。

2. 公共サイン計画

公共サインについて

計画書において対象とする公共サイン

白河市内及び西郷村内に設置する以下の屋外公共サイン（道路標識を含む）を対象とします。

記名サイン	市町村名、地名、施設名、道路番号等を表示し、他との識別及び位置等を確認するもの
誘導サイン	地名などの方向や具体的な施設名とともに矢印や距離を表示し、目的地へ利用者を誘導するもの
案内サイン	ある範囲内の道路や建物などの全体的な状況と現在地を地図等により表示し、位置関係の把握及び目的地への案内をするもの
説明サイン	対象となる事物の内容、歴史、操作方法などを解説するもの

適用範囲

- ・道路や公園、広場等の施設の一部として設置する屋外公共サインに適用します。
- ・原則として、本書に定めた内容に即して設置していくものとします。ただし、設置場所等の状況によりその適用が困難な場合は、可能な範囲で本書の趣旨に近づけるものとします。
（例・近似した形とする。同じ形で素材を変える。色は統一する。など）
- ・本書の趣旨を大きく逸脱しない既存サインについては、その存在を認めるものとします。
- ・特に記載のない事項については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下、標識令とする）及び道路標識設置基準・同解説に準拠することとします。

適用除外

- ・公共交通事業者（鉄道やバス）が屋外に設置するサインは、民間サイン扱いとします。（例・バス停の名称表示等）
- ・公共施設等の建築物の敷地内に設置するサインは、各施設の独自性を尊重するため、また、一様に規定することが困難なため、本書は適用しません。（例・官公庁施設等の名称表示）

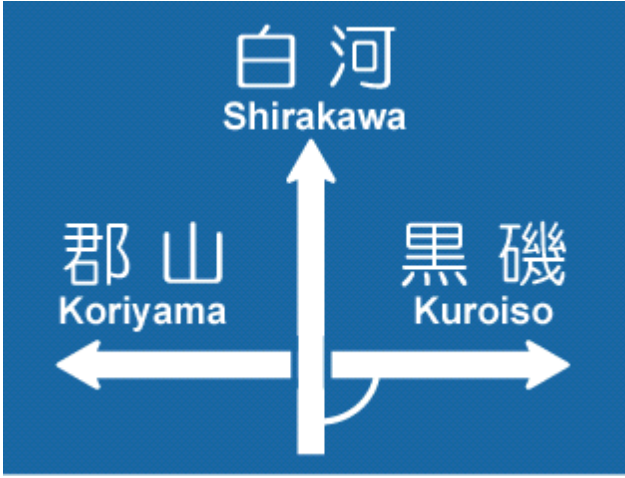
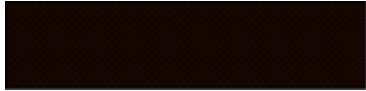


設置にあたって

- ・道路標識として設置する場合又は土地を占有して設置する場合とも、現場状況の把握及び土地の管理者や所有者との事前協議を十分に行い、視認性、安全性の確保を図るものとします。
- ・サインの乱立防止のため、不要なサインの撤去、集約、複合化（信号柱や立体横断施設への添架など）への配慮及び検討を行うものとします。

デザインの基本





- ・サイン本来の役割を全うするシンプルな形態
- ・統一性の確保と独自性の形成

誘導サイン



<p>方面・方向誘導（自動車）サイン</p>		<p>主なポイント</p> <p>標識令（道路標識設置基準）にもとづき設置する。</p> <p>支柱の色彩は 5YR2/1（マンセル値）とする。〈このページ共通〉</p> 
<p>方面・方向誘導 + 施設誘導（自動車）サイン</p>		<p>主なポイント</p> <p>標識令（道路標識設置基準）にもとづき設置する。</p> <p>方面・方向誘導表示面内に施設の誘導表示は行わない。</p> <p>施設誘導の表示段数は 2 段までとし、近いものを上とする。やむを得ない場合は、1 段に 2 施設表示するなどの工夫を行う。〈誘導サイン共通〉</p> <p>ピクトグラム（絵文字）を表示する場合は、文字と矢印の間とする。〈誘導サイン共通〉</p>
<p>施設誘導（自動車）サイン</p>	 <p>和文：英数字 = 2 : 1</p>	<p>主なポイント</p> <p>標識令（道路標識設置基準）にもとづき設置する。</p> <p>表示段数は 3 段までとし、近いものを上とする。</p> <p>文字等の位置は、直進・右折の場合は右揃え、左折の場合は左揃えとする。〈誘導サイン共通〉</p>

2. 公共サイン計画

誘導サイン

<p>施設誘導（自動車・歩行者）サイン大</p>	 <p>GL+2,500mm</p> <p>表示面サイズ：1,650mm × 360mm</p>	<p>主なポイント</p> <p>和文の文字高は 20 cm、英数字の文字高は 10 cmとする。</p> <p>表示段数は 3 段までとし、近いものを上とする。</p> <p>道路と直行に設置する。</p> <p>支柱、表示面とも色彩は基調色である 10YR3/1（マンセル値）とする。〈このページ共通〉</p> 
<p>施設誘導（自動車・歩行者）サイン小</p>	 <p>GL+2,500mm</p> <p>表示面サイズ：825mm × 210mm</p>	<p>主なポイント</p> <p>和文の文字高は 20 cm、英数字の文字高は 10 cmとする。</p> <p>表示段数は 5 段までとし、近いものを上とする。</p> <p>道路と直行に設置する。</p>
<p>施設誘導（歩行者）サイン</p>	 <p>GL+1,800mm</p> <p>表示面サイズ：825mm × 210mm</p>	<p>主なポイント</p> <p>和文の文字高は 20 cm、英数字の文字高は 10 cmとする。</p> <p>表示段数は 5 段までとし、近いものを上とする。</p> <p>道路と平行に設置する。</p>

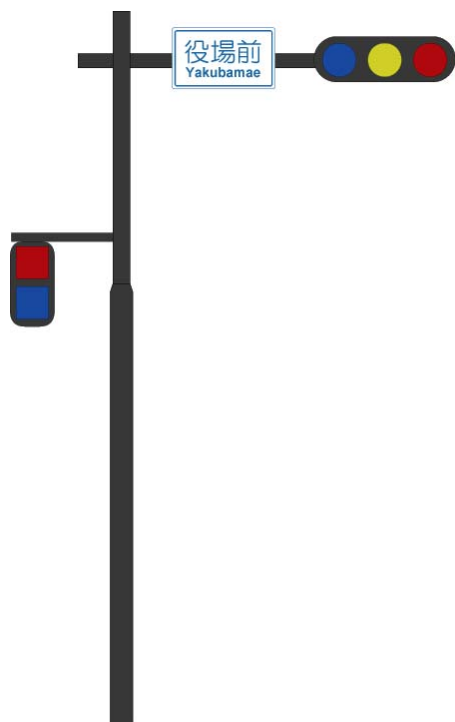
誘導サイン

<p>特定範囲内誘導（歩行者）矢印型サイン</p>	 <p>表示面サイズ：620mm x 140mm</p>	<p>主なポイント</p> <p>デザイン上のポイントは、歴史文化資源や風景美を阻害しないものであること。</p> <p>表示面には基調色を使用する。表示段数は4段までとし、基本的に距離は表示しない。</p> <p>支柱は木材、表示面はアルミを基本とする。</p> <p>人の進行方向が特定しにくい場所に設置する。</p>
<p>特定範囲内誘導（歩行者）面型サイン</p>	 <p>表示面サイズ：620mm x 140mm</p>	<p>主なポイント</p> <p>デザイン上のポイントは、歴史文化資源や風景美を阻害しないものであること。</p> <p>表示面には基調色を使用する。（但し、反転も可）</p> <p>表示段数は4段までとし、基本的に距離は表示しない。</p> <p>支柱は木材、表示面はアルミを基本とする。</p> <p>人の進行方向が特定できる場所に設置する。</p>
<p>誘導サインに用いる和文の標準書体</p> <p>スーラデミボード（白抜き文字の場合）</p> <p style="text-align: center;">白河市・西郷村サイン統一計画書です</p> <p>スーラボード（有色文字の場合）</p> <p style="text-align: center;">白河市・西郷村サイン統一計画書です</p> <p>誘導サインに用いる英数字の標準書体</p> <p>ヘルベチカデミボード</p> <p style="text-align: center;">abcdefghijklmnopqrstuvwxyz1234567890,-.& ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ</p>		<p>色彩</p> <p>マンセル値 10YR3/1 を基調色とするが、バランスやアクセントを取るために複数の色彩を用いる場合は、基調色を基準に彩度や明度を調整するか、色相を 7.5YR や 5YR などとした補助色を用いてもよい。</p>

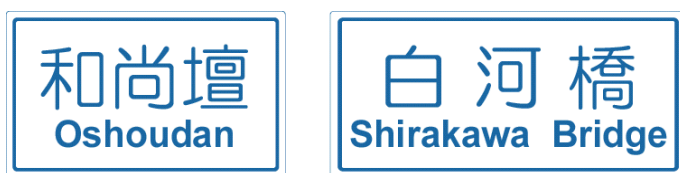
2. 公共サイン計画

記名サイン

交差点名サイン、地点名サイン、道路番号サイン、道路の通称名サイン



交差点名サインの信号柱への添加



交差点名・地点名



道路番号



道路の通称名

主なポイント

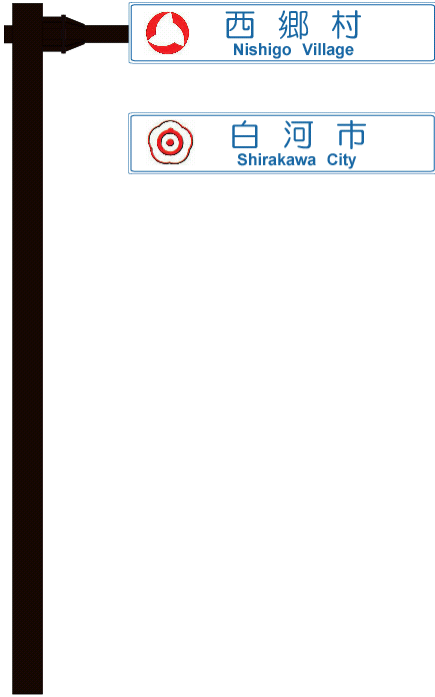
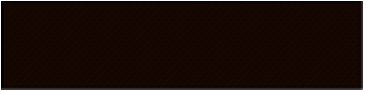

標識令(道路標識設置基準)にもとづき設置する。

交差点名は国県道以上の交差点及びそれに準ずる交差点を中心に設置する。

地点名は町名や字名、橋名を表示する。




サインの乱立を避けるため、信号柱や立体横断施設への添架やサイン同士の共架を図る。

記名サイン



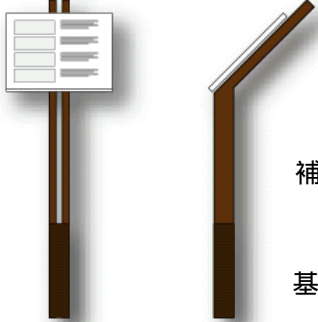
<p>県内市村境サイン</p>		<p>主なポイント</p> <p>標識令(道路標識設置基準)にもとづき設置する。</p> <p>県内の市村境に設置する。</p> <p>支柱の色彩は 5YR2/1 (マンセル値) とする。</p> 
<p>県境サイン</p>		<p>主なポイント</p> <p>デザイン上のポイントは、みちのくの玄関口である福島県に来たというインパクトを与えられるものであること。</p> <p>福島県のイメージデザインを表示する。</p> <p>福島県白河市または福島県西郷村と表示する。</p> <p>本体には基調色を使用する。</p>

2. 公共サイン計画

案内サイン

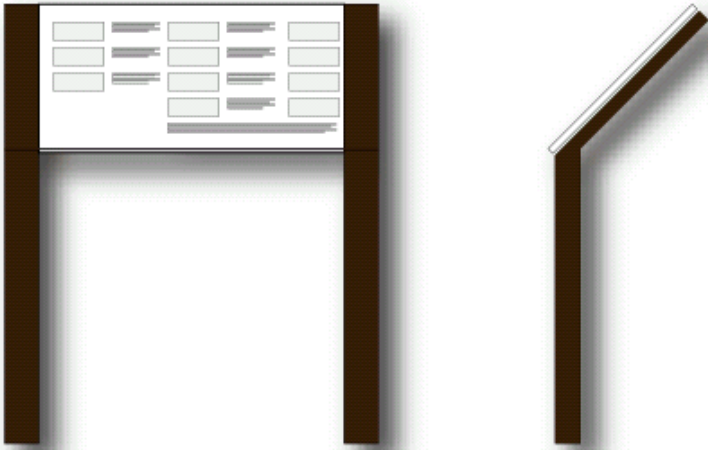
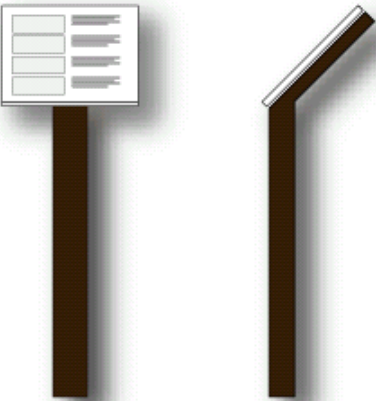
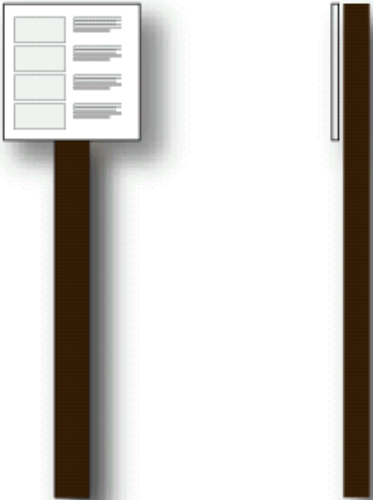
案内サイン大	 <p>表示面サイズ：1,500mm × 1,000mm</p>	<p>主なポイント</p> <p>白河市または西郷村全域を表示する。(1/20,000程度)</p> <p>表示高さはGL+1,250mmを中心に上下50cmの範囲に収める。</p> <p>横幅は1,500mmを標準とする。</p> <p>基調色と補助色を組み合わせ、バランスをとる。</p>
案内サイン中	 <p>表示面サイズ：1,200mm × 800mm</p>	<p>主なポイント</p> <p>設置位置を中心に表示する。(1/1,000程度)</p> <p>表示高さはGL+1,250mmを中心に上下40cmの範囲に収める。</p> <p>横幅は1,200mmを標準とする。</p> <p>基調色と補助色を組み合わせ、バランスをとる。</p>
案内サイン小	 <p>表示面サイズ：800mm × 800mm</p>	<p>主なポイント</p> <p>設置位置を中心に表示する。(1/1,000程度)</p> <p>表示高さはGL+1,250mmを中心に上下40cmの範囲に収める。</p> <p>横幅は800mmを標準とする。</p> <p>基調色と補助色を組み合わせ、バランスをとる。</p>

説明サイン

直型説明サイン	 <p>補助色</p> <p>基調色</p> <p>表示面サイズ：600mm × 1,000mm</p>	<p>主なポイント</p> <p>表示高さはGL+1,250 mmを中心 に上下 50 cmの範囲に収める。 横幅は 600 mmを標準とする。 基調色と補助色を組み合わせ てバランスをとる。</p>
斜め型説明サイン大	 <p>補助色</p> <p>基調色</p> <p>表示面サイズ：900mm × 600mm</p>	<p>主なポイント</p> <p>表示高さはGL+750 mm ~ +1,250 mmの範囲に収める。 横幅は 900 mmを標準とする。 基調色と補助色を組み合わせ てバランスをとる。</p>
斜め型説明サイン小	 <p>補助色</p> <p>基調色</p> <p>表示面サイズ：400mm × 400mm</p>	<p>主なポイント</p> <p>表示高さはGL+750 mm ~ +1,250 mmの範囲に収める。 横幅は 400 mmを標準とする。 基調色と補助色を組み合わせ てバランスをとる。</p>

2. 公共サイン計画

案内・説明サイン

<p>斜め型案内・説明サイン大</p>	 <p>表示面サイズ：900mm × 600mm</p>	<p>主なポイント</p> <p>表示高さは GL+750 mm ~ +1,250 mm の範囲に収める。 横幅は 900 mm を標準とする。 基調色を使用する。</p>
<p>斜め型案内・説明サイン小</p>	 <p>表示面サイズ：400mm × 400mm</p>	<p>主なポイント</p> <p>表示高さは GL+750 mm ~ +1,250 mm の範囲に収める。 横幅は 400 mm を標準とする。 基調色を使用する。</p>
<p>直型案内・説明サイン</p>	 <p>表示面サイズ：400mm × 400mm</p>	<p>主なポイント</p> <p>表示高さは GL+750 mm ~ +1,250 mm の範囲に収める。 横幅は 400 mm を標準とする。 基調色を使用する。</p>

民間サインについて

屋外空間における民間サインについては、屋外広告物法、屋外広告物条例の範囲内において、設置されています。

しかしながら、それら法律や条例の定める画一的な条件ではなく、広告物を利用して賑わいを出したいと考える地域や、逆に落ち着いた雰囲気を求めるために広告物は極力控えたいと考える地域があることは予想できます。また、今後、個性あるまちづくりや良好な景観形成を進めるひとつの要素として、地域の特性と地元住民の意向を反映した民間サインの整備を進めることも必要です。

計画書では、統一的な民間サイン整備を具体化していくための公的な手法のいくつかを整理しました。

景観法

景観計画 / 第 8 条～第 18 条

良好な景観を保全する必要がある区域、良好な景観を形成する必要がある区域などにおいて、景観行政団体^{*1}が景観計画^{*2}を策定します。景観計画には、その範囲となる景観計画区域のほか、良好な景観の形成に関する方針、屋外広告物の表示等に関する行為の制限事項などを定め、一定の行為については届出をしていただくものです。

*1 景観行政団体：都道府県、政令指定都市、中核市、都道府県の同意を得た市町村のこと（景観行政団体となれば、市町村であっても屋外広告物条例の制定が可能）

*2 景観計画（景観区域）：都市計画区域外でも定めることが可能

景観地区（準景観地区） / 第 61 条～第 75 条

景観計画区域のうち、より積極的に景観形成を図る地区について、建築物や工作物の形態・意匠等の制限を定め、あらかじめ市町村の認定を受けること求めることができます。景観地区は、都市計画の地域地区のひとつであり、景観法の制定により、美観地区は廃止されました。

また、都市計画区域外であっても、景観計画区域内であれば、準景観地区として、景観地区に準じた内容で、条例により良好な景観を保全するために必要な規制をすることができます。

景観協定 / 第 81 条～第 91 条

景観区域内の土地の所有者等が、その土地の区域において、建築物の意匠や樹林地等の保全又は緑化に関する事項、屋外広告物の表示等に関する事項などについて、協定に違反した場合の措置も含めて協定を結ぶことができます。

3. 民間サイン計画

福島県景観条例

景観形成重点地域 / 第 7 条 ~ 第 16 条

福島県を代表する、優れた景観を有している地域や、新たに優れた景観づくりが必要な地域など、県土の景観形成上重要な地域を指定し、その地域にあった計画や基準をつくり、建築物の新築や土地の造成などの行為について届出をしていただくものです。

事 例

磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域景観形成基準

建築物の外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告、図画等の表示を行わないこと。

建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の自然景観との調和に努めること。

優良景観形成住民協定 / 第 31 条

県民の自主的な景観づくりを支援するため、自治会、町内会や商店会などの一定の区域において、建築物の意匠、敷地の緑化などの景観形成に係る取り決めをし、県土の景観づくりのモデルとして認定するものを、公表するものです。

事 例

景観に美しい曾原・狐鷹森地域づくり協定（平成 13 年 6 月 28 日認定）

規模については、一面の面積が 1.5 m²以下（表示面積は 3.0 m²以下）及び高さが 3.0m以下とすること。

意匠及び素材は、周囲の景観と調和したものとする。

色彩は、焦げ茶色に白文字とすること。

サインの下には、植栽に努めること。

道路沿いに旗等は、設置しないこと。

さわやかな風と美土里おりなすまちづくり協定（平成 15 年 12 月 17 日認定）

まちなみに不釣り合いとなるどぎつい及びけばけばしいものは避ける。

極端に大きな貼看板、歩道上への置き看板及びのぼり、敷地を越えた突き出し看板等美観を損なう看板等は設置しないよう心がける。（壁面後退部に設置）

看板等の設置箇所数は、1箇所を基本とする。

看板等の規模は、突き出し看板の高さを道路地盤高より 1.7m以上、片面の広告面積は 1 m²以内を基本とする。

メーカー看板を設置しないよう心がける。

白河市都市景観条例

都市景観形成地区 / 第 8 条 ~ 第 12 条

都市景観の形成を図るため、特に必要があると認める地区を指定し、都市景観形成の方針や基準を定め、建築物の新築や土地の造成などの行為について届出をしていただくものです。

現在、白河市では指定されている地区はありませんが、景観形成の基準に広告物に関する規定を盛り込むことで、広告物の掲示に対しての事前の届出を必要とすることが可能となります。

都市景観協定 / 第 13 条・第 14 条

一定の区域内の土地や建物を所有する方等が、その区域内において建築物の意匠や色彩、敷地の緑化などの都市景観形成に関する事項について取り決めをしたものを、都市景観の形成に寄与するものであると認め、認定をするものです。

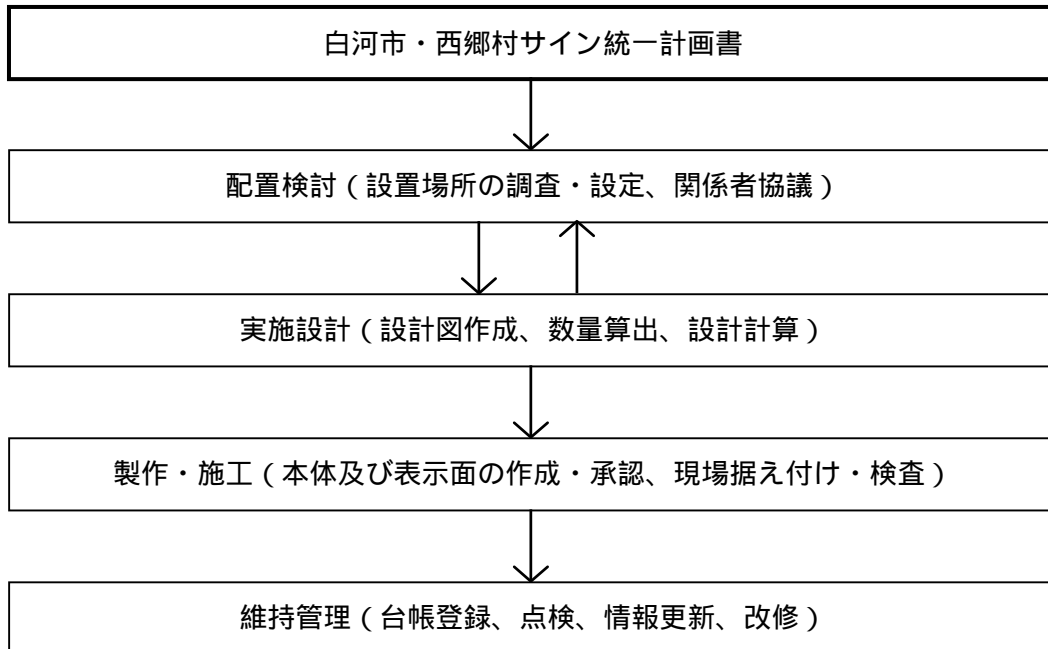
現在、白河市では締結されている協定はありませんが、協定事項に広告物に関する規定を盛り込むことで、一定の区域における広告物の掲示に対しての約束事を明文化することが可能となります。

4. 進行管理

整備手順と今後の課題

公共サインの整備手順と今後の課題

公共サインについては、概ね以下の流れに沿って整備・管理を行います。



また、今後の課題としては次のようなことが挙げられます。

(1) 既存サインの整理

計画書にもとづく新たなサインが、さらなる混乱を招かないよう、今後の整備にあたっては、既存サインの整理（改修、撤去等）が必要です。

(2) マネジメント

計画内容の検証のため、先導的に整備されたサインに対し、その効果や問題点を把握し、計画内容の改訂に反映させ、より良い計画書としていくことが必要です。

(3) 他メディアの活用

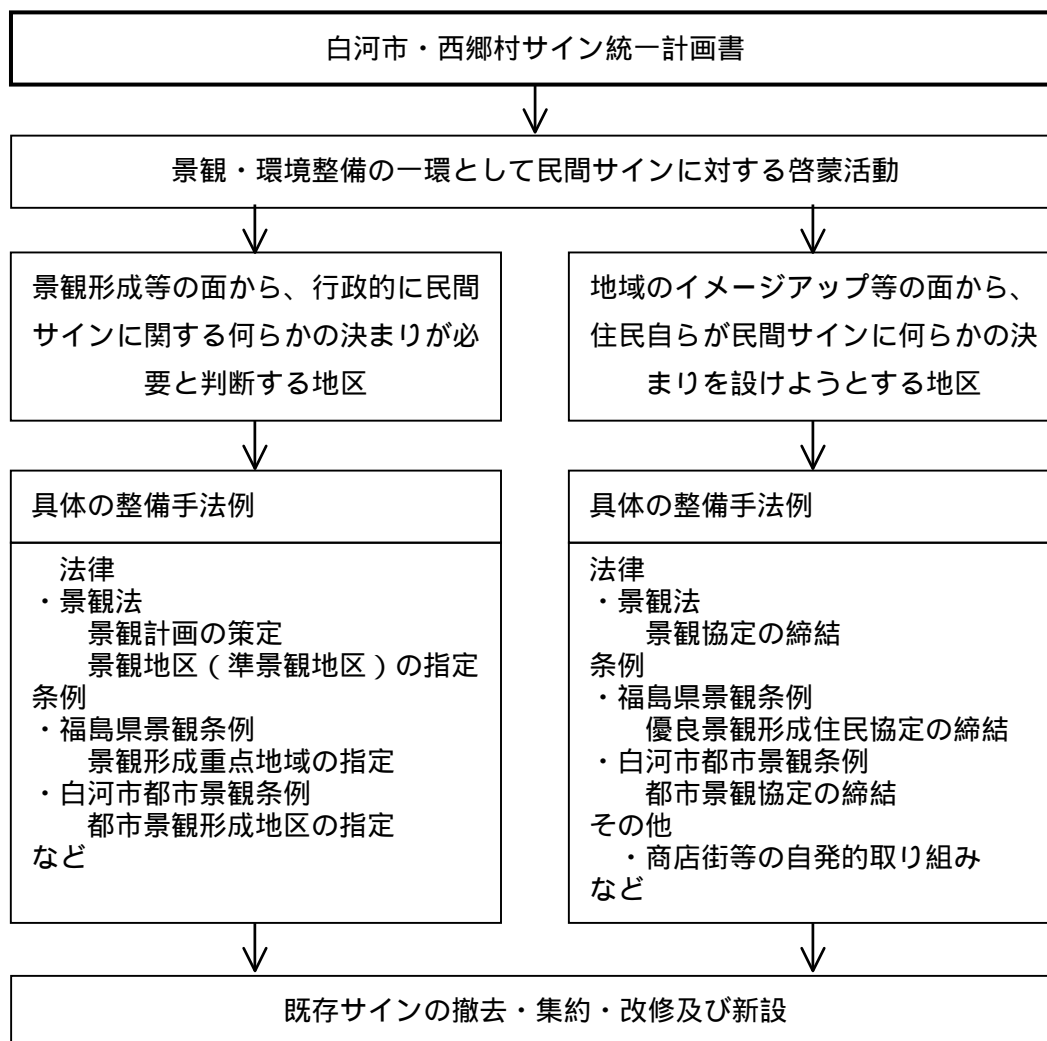
カーナビゲーションシステム、パンフレット等による情報の提供を十分に考慮し、過剰な設置は行わないことが必要です。

(4) 弱者対策

案内サインや説明サインについては、触地図や音声案内の設置、視覚障害者誘導ブロックなどの周辺環境との調整など、真に効果的なサインとするための十分な調査や検討が必要です。

民間サインの整備手順と今後の課題

民間サインの整備については、概ね以下のような流れを想定します。



また、今後の課題としては次のようなことが挙げられます。

(1) 周知活動の展開

広く住民に民間サイン整備の必要性を理解していただくため、様々な手段による周知活動が必要です。

(2) 地域に応じた決まりごとの作成

本書における民間サインのあり方は、大きな方向性（指針）のみを示したものであるため、具体の決まりごと（形状、色彩、大きさなど）については、地域の実情に応じたものを十分な話し合いのもとに決めていく必要があります。

(3) 助成制度の確立

統一的な民間サインの整備促進のため、行政からの技術的な支援及び補助金などの助成制度を確立する必要があります。

～ 問い合わせ先 ～

白河市建設部都市計画課

〒961-8602

福島県白河市字八幡小路 7-1

tel.0248-22-1111 fax.0248-24-1844

西郷村建設課

〒961-8501

福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40

tel.0248-25-1117 fax.0248-25-2689